

# 平成30年度 監査結果一覧表

1. 【公用財産】一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘（110件）
2. 【公用財産】研修施設の指摘（23件）
3. 【公共用財産】市街地に所在する道路及び河川等や港湾施設の指摘（2件）

## ※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等のため、借受解消を求めたもの。
財産管理の不備	c1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	c2	使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの。
用途廃止	d	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止を求めたもの。

（注）「平成30年度 国有財産監査の結果」の2ページに記載した指摘内容を類型別に記号（a～d）で表したものの。

## ※ 一覧表「指摘区分」欄の凡例

是 正 : 用途廃止等の措置を求めたもの等  
 検 討 : 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等  
 留意・簡易 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

## 1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	総務省	東海総合通信局	一般	—	名古屋合同庁舎第3号館	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1	検討	名古屋合同庁舎第3号館は、余剰（約110㎡）が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、有効活用を図る必要がある。
2	a	法務省	福島地方方法務局	一般	—	会津若松合同庁舎	福島県会津若松市追手町1-3	検討	会津若松合同庁舎は、入居官署の廃止等に伴い、余剰（約430㎡）が生じることから、借受庁舎である会津南部農業水利事業所及び自衛隊福島地方協力本部会津若松出張所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
3	a	法務省	山形地方方法務局	一般	—	米沢支局	山形県米沢市金池7-4-13	留意	米沢支局は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約300㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
4	a	法務省	福島地方方法務局	一般	—	白河小峰城合同庁舎	福島県白河市郭内1-136	検討	白河小峰城合同庁舎は、入居官署の廃止等に伴い、余剰（約750㎡）が生じることから、白河労働基準監督署及び借受庁舎である自衛隊福島地方協力本部白河地域事務所を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
5	a	法務省	東京法務局	一般	—	台東法務総合庁舎	東京都台東区台東1-26	検討	台東法務総合庁舎は、余剰（約280㎡）が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。
6	a	法務省	名古屋高等検察庁	一般	—	名古屋高等検察庁	愛知県名古屋市中区三の丸4-9-1	検討	名古屋高等検察庁は、余剰（約280㎡）が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。
7	a	法務省	神戸地方方法務局	一般	—	龍野支局	兵庫県たつの市龍野町富永字壱本松879-2	留意	龍野支局は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、余剰（約240㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
8	a	法務省	広島高等検察庁	一般	—	広島法務総合庁舎	広島県広島市中区上八丁堀2-2	検討	広島法務総合庁舎（耐震性能：Ⅲ類）は、余剰（約1,390㎡）が生じていることから、広島合同庁舎（4号館（耐震性能：Ⅰ類））に入居し庁舎の耐震性能と官署の必要耐震性能にミスマッチが生じている広島矯正管区（必要耐震性能：Ⅲ類）を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
9	a	法務省	那覇地方検察庁	一般	—	沖縄区検察庁（分室）庁舎	沖縄県宜野湾市我如古2-614-1	検討	沖縄区検察庁（分室）庁舎は、交通裁判の送致件数の減少に伴い、非効率な使用となっていることから、代替施設での業務実施の検討や、必要規模の見直し及び周辺官署の移転受入れ等による有効活用策の検討を行う必要がある。
10	a	財務省	札幌国税局	一般	—	根室地方合同庁舎	北海道根室市弥栄町1丁目18番地	検討	根室地方合同庁舎は、余剰（約320㎡）が生じていることから、落石森林事務所（根釧東部森林管理署）を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
11	a	財務省	名古屋国税局	一般	—	多治見税務署	岐阜県多治見市白山町1丁目209	留意	多治見税務署は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約280㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
12	a	財務省	名古屋国税局	一般	—	富士税務署	静岡県富士市本市場字善並島297-1	検討	富士税務署は、余剰（約260㎡）が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
13	a	財務省	名古屋国税局	一般	—	中津川合同庁舎	岐阜県中津川市かやの木町2670-3	検討	中津川合同庁舎は、余剰（約110㎡）が生じていることから、入居官署間の使用面積を適正化するよう具体的な処理方針を策定し、有効活用を図る必要がある。
14	a	財務省	大阪国税局	一般	—	大阪合同庁舎第3号館	大阪府大阪市中央区大手前1	検討	大阪合同庁舎第3号館は、一部官署の専用部分に余剰（約260㎡）が生じていることから、入居官署間の使用面積を適正化するよう具体的な処理方針を策定し、有効活用を図る必要がある。
15	a	財務省	近畿財務局	一般	—	神戸地方合同庁舎	兵庫県神戸市中央区海岸通29	検討	神戸地方合同庁舎は、余剰（約1,000㎡）が生じていることから、近隣に所在する借受庁舎を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
16	a	財務省	大阪国税局	一般	—	西淀川税務署	大阪府大阪市西淀川区野里3-23-2	留意	西淀川税務署は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、余剰（約210㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
17	a	財務省	広島国税局	一般	—	広島国税局霞集中管理書庫	広島県広島市南区霞1-16-11	留意	広島国税局霞集中管理書庫は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、余剰（約270㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
18	a	財務省	広島国税局	一般	—	広島西税務署	広島県広島市西区観音新町1-40-8外	検討	広島西税務署は、余剰（約660㎡）が生じていることから、共用書庫の広島南税務署への移転により生じるスペースと併せ、広島国税局の内部事務処理を集約する業務処理センターとして利用することにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
19	a	財務省	広島国税局	一般	—	広島南税務署	広島県広島市南区宇品東6丁目746-1	検討	広島南税務署は、余剰（約260㎡）が生じていることから、広島西税務署の共用書庫を移転させることにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
20	a	財務省	中国財務局	一般	—	広島合同庁舎	広島県広島市中区上八丁堀6番外	検討	広島合同庁舎（4号館）は、入居官署の広島矯正管区について、庁舎の耐震性能（Ⅰ類）と官署の耐震性能（Ⅲ類）にミスマッチが生じていることから、庁舎の耐震性能が一致する広島法務総合庁舎（Ⅲ類）の余剰スペース（約1,390㎡）に移転させ、移転後のスペースには、借受庁舎であり官署の必要耐震性能が一致する中国地方整備局港湾空港部（Ⅰ類）を移転入居させることにより、耐震性能を有する庁舎の確保を図る必要がある。 また、広島合同庁舎（1～4号館）は、余剰（約1,240㎡）が生じていることから、近隣に所在する借受庁舎を移転入居させること等により非効率使用の改善を図る必要がある。
21	a	財務省	九州財務局	一般	—	大分合同庁舎	大分県大分市新川町2-1-36	検討	大分合同庁舎は、余剰（約460㎡）が生じていることから、借受庁舎である九州厚生局大分事務所を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
22	a	厚生労働省	北海道労働局	一般	—	留萌地方合同庁舎	北海道留萌市大町2丁目12番地	検討	留萌地方合同庁舎は、余剰（約290㎡）が生じていることから、借受庁舎である自衛隊旭川地方協力本部留萌地域事務所を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
23	a	厚生労働省	広島労働局	一般 労働	— 雇用	広島東公共職業安定所労働課分室	広島県広島市南区宇品海岸3-4-25	検討	広島東公共職業安定所労働課分室は、平成30年度末の閉庁に伴い未利用となることから、広島国税局の内部事務処理を集約する業務処理センターとして利用するため、同国税局に所管換し、有効活用を図る必要がある。
24	a	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	会津森林管理署庁舎	福島県会津若松市追手町73番	検討	会津森林管理署庁舎は、使用頻度の低い駐車場（5台分）について、借受庁舎である東北農政局会津南部農業水利事業所（1台分）及び自衛隊福島地方協力本部会津若松出張所（4台分）を受け入れ、有効活用を図る必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
25	a	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	関東森林管理局庁舎	群馬県前橋市岩神町四丁目901番1 外1	留意	関東森林管理局庁舎は、現時点では移転入居できる官署はないが、余剰（約1,300㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
26	a	農林水産省	北陸農政局	一般	—	福井地方合同庁舎	福井県福井市日之出3-14-15	検討	福井地方合同庁舎は、余剰（約160㎡）が生じていることから、借受庁舎である自衛隊福井地方協力本部福井募集案内所を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
27	a	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	福岡森林管理署庁舎	福岡県福岡市早良区百道一丁目 807番1	検討	福岡森林管理署庁舎は、余剰（約220㎡）が生じていることから、早良森林事務所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
28	a	国土交通省	第一管区海上保安本部	一般	—	留萌港湾合同庁舎	北海道留萌市大町3丁目37番地1	検討	留萌港湾合同庁舎は、余剰（約490㎡）が生じていることから、旭川地方検察庁留萌支部を移転入居させること等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
29	a	国土交通省 農林水産省	留萌開発建設部	一般	—	留萌開発建設部	北海道留萌市寿町1丁目68番地	留意	留萌開発建設部は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約920㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
30	a	国土交通省	大阪管区気象台	一般	—	神戸防災合同庁舎	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1- 4-3	留意	神戸防災合同庁舎は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、余剰（約310㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
31	a	国土交通省	第六管区海上保安本部	一般	—	広島港湾合同庁舎	広島県広島市南区宇品海岸3-4-29	留意	広島港湾合同庁舎は、現時点では周辺に入居できる官署等はないが、余剰（約190㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
32	a	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	諫早出張所（治水）	長崎県諫早市八天町31-4	留意	諫早出張所（治水）は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰（約150㎡）が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
33	a	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	新田原飛行場周辺地区	宮崎県西都市大字右松字北鶴709- 2外1筆	検討	新田原飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
34	a	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	新田原飛行場周辺地区	宮崎県西都市大字右松字池平37-4	検討	新田原飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
35	a	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	新田原飛行場周辺地区	宮崎県西都市大字右松字北鶴723- 1外5筆	検討	新田原飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
36	a	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	新田原飛行場周辺地区	宮崎県児湯郡新富町大字三納代字 篠山1272-17	検討	新田原飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
37	a	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	新田原飛行場周辺地区	宮崎県児湯郡新富町大字三納代字 宮田2046-7	検討	新田原飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
38	a	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	新田原飛行場周辺地区	宮崎県児湯郡新富町大字三納代字 比良2090-2外5筆	検討	新田原飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
39	a	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	新田原飛行場周辺地区	宮崎県児湯郡新富町大字三納代字 鑑2165-1	検討	新田原飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、有効活用の促進策について検討する必要がある。
40	b	財務省	広島国税局	一般	—	広島国税局 (元宇品町)	広島県広島市南区元宇品町2-11	検討	借受庁舎である広島国税局（元宇品町）については、余剰が生じている広島合同庁舎（1号館）へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
41	b	厚生労働省	愛知労働局	労働保険	雇用	豊橋公共職業安定所書庫	愛知県豊橋市大国町73大国ビル1 階	検討	借受庁舎である豊橋公共職業安定所書庫は、非効率な使用となっていることから、豊橋合同庁舎（豊橋公共職業安定所）へ移転し、借受解消を図る必要がある。
42	b	厚生労働省	愛知労働局	労働保険	雇用	豊橋外国人職業相談センター・ 豊橋学生等就職支援コーナー	愛知県豊橋市大国町73大国ビル2 階	検討	借受庁舎である豊橋外国人職業相談センター・豊橋学生等就職支援コーナーは、非効率な使用となっていることから、豊橋合同庁舎（豊橋公共職業安定所）へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
43	b	厚生労働省	愛知労働局	労働保険	雇用	豊橋公共職業安定所会議室	愛知県豊橋市大国町73大国ビル3 階	是正	借受庁舎である豊橋公共職業安定所会議室は、非効率な使用となっていることから、借受解消を図る必要がある。
44	b	厚生労働省	岐阜労働局	労働保険	雇用	多治見公共職業安定所	岐阜県多治見市音羽町5-39-1	是正	多治見公共職業安定所は、借受駐車場（34台）が、非効率な使用となっていることから、借受解消を図る必要がある。
45	b	厚生労働省	中国四国厚生局	一般 年金	— 業務	広島鉄砲町事務所	広島県広島市中区鉄砲町7-18	検討	借受庁舎である広島鉄砲町事務所は、余剰（約210㎡）が生じていることから、庁舎の一部について借受解消を図る必要がある。
46	b	厚生労働省	中国四国厚生局	一般	—	行政文書保管倉庫	広島県広島市中区光南6丁目1番32 号	検討	借受庁舎である行政文書保管倉庫については、余剰が生じている広島合同庁舎（2号館）へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
47	b	厚生労働省	広島労働局	労働保険	労災	広島労働局労働基準部労災補 償課分室	広島県広島市中区八丁堀5-7	検討	借受庁舎である広島労働局労働基準部労災補償課分室は、余剰が生じている広島合同庁舎（2号館）へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
48	b	厚生労働省	福岡労働局	労働保険	雇用	福岡労働局職業安定部職業対 策課倉庫	福岡県福岡市博多区博多駅東1- 18-25	是正	借受庁舎である福岡労働局職業安定部職業対策課倉庫は、福岡合同庁舎へ移転し、借受解消を図る必要がある。
49	b	厚生労働省	九州厚生局	年金	業務	九州厚生局年金審査課	福岡県福岡市博多区博多駅東2- 10-35	検討	借受庁舎である九州厚生局年金審査課は、余剰（約130㎡）が生じていることから、庁舎の一部について借受解消を図る必要がある。
50	b	厚生労働省	九州厚生局	一般	—	九州厚生局総務指導部門	福岡県福岡市博多区博多駅前3-2- 8	是正	九州厚生局総務指導部門は、借受駐車場（1台）が非効率となっていることから、駐車場の一部について借受解消を図る必要がある。
51	b	農林水産省	東北農政局	一般	—	会津南部農業水利事業所	福島県会津若松市インター西13-2	検討	借受庁舎である会津南部農業水利事業所は、入居官署の廃止等に伴い余剰（約430㎡）が生じる会津若松合同庁舎等へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
52	b	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	川俣事務所	栃木県日光市川俣124番	是正	敷地を借り受けている川俣事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、借受解消を図る必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
53	b	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	横川事務所	栃木県日光市横川字坂下369番1	是正	敷地を借り受けている横川事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、借受解消を図る必要がある。
54	b	農林水産省	関東農政局	一般	—	印旛沼二期農業水利事業所庁舎	千葉県佐倉市宮小路町字宮小路28-1	是正	印旛沼二期農業水利事業所庁舎は、借受庁舎である分庁舎が非効率な使用となっていることから、本庁舎の敷地内に移転させ借受解消を図る必要がある。
55	b	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	東濃森林管理署庁舎	岐阜県中津川市付知町字河原8577-4	是正	東濃森林管理署庁舎は、借受駐車場（15台）が、非効率な使用となっていることから、借受解消を図る必要がある。
56	b	防衛省	北海道防衛局	一般	—	自衛隊旭川地方協力本部留萌地域事務所	北海道留萌市開運町1丁目51番地2	検討	借受庁舎である自衛隊旭川地方協力本部留萌地域事務所は、余剰（約290㎡）が生じている留萌地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
57	b	防衛省	東北防衛局	一般	—	自衛隊福島地方協力本部会津若松出張所	福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪57-1	検討	借受庁舎である自衛隊福島地方協力本部会津若松出張所は、入居官署の廃止等に伴い余剰（約430㎡）が生じる会津若松合同庁舎等へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
58	b	防衛省	東北防衛局	一般	—	自衛隊福島地方協力本部白河地域事務所	福島県白河市立石60-1	検討	借受庁舎である自衛隊福島地方協力本部白河地域事務所は、入居官署の廃止等に伴い余剰（約750㎡）が生じる白河小峰城合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
59	b	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	自衛隊福井地方協力本部福井募集案内所	福井県福井市松本4丁目3-14	検討	借受庁舎である自衛隊福井地方協力本部福井募集案内所は、余剰（約160㎡）が生じている福井地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
60	c1	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	南部国道事務所那覇空港自動車道出張所	沖縄県豊見城市田頭田原165-2	是正	南部国道事務所那覇空港自動車道出張所は、土地等が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
61	c1	法務省	福岡法務局	一般	—	粕屋出張所	福岡県糟屋郡粕屋町長者原東六丁目278番1	是正	粕屋出張所は、建物の増築部分が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
62	c1	財務省	沖縄国税事務所	一般	—	北那覇税務署	沖縄県浦添市宮城5-6-12	是正	北那覇税務署は、土地の国有財産台帳に図面を付属させておらず、敷地の範囲が特定できないことから、土地の図面を付属させる等の取組を行う必要がある。
63	c1	財務省	沖縄国税事務所	一般	—	沖縄国税事務所北那覇分庁舎	沖縄県浦添市宮城5-6-12	是正	沖縄国税事務所北那覇分庁舎は、土地の国有財産台帳に図面を付属させておらず、敷地の範囲が特定できないことから、土地の図面を付属させる等の取組を行う必要がある。
64	c1	厚生労働省	山形労働局	一般	—	米沢地方合同庁舎	山形県米沢市金池3-1-6	是正	米沢地方合同庁舎は、土地の国有財産台帳の価格改定にあたり算定価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
65	c1	厚生労働省	愛媛労働局	労働保険	雇用	四国中央公共職業安定所	愛媛県四国中央市三島中央1丁目字陣屋1930番105	留意	四国中央公共職業安定所は、土地の国有財産台帳の価格改定にあたり算定価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
66	c1	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	米沢森林事務所・松川治山事業所合同庁舎（置賜森林管理署）	山形県米沢市下花沢1丁目7527-4	是正	米沢森林事務所・松川治山事業所合同庁舎（置賜森林管理署）は、工作物等が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
67	c1	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	石川森林管理署手取川治山事業所庁舎	石川県白山市白峰ハ89-1	留意	石川森林管理署手取川治山事業所庁舎は、建物の国有財産台帳の算定価格に誤り等があることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
68	c1	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	滋賀森林管理署庁舎	滋賀県大津市瀬田3丁目字割田ヶ原450-1外	是正	滋賀森林管理署庁舎は、工作物等の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
69	c1	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	田野・屋敷合同森林事務所	宮崎県宮崎市田野町字上ノ原甲2695番1	留意	田野・屋敷合同森林事務所は、建物等が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
70	c1	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	屋久島森林生態系保全センター	鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦字西河ノ上1577番1	留意	屋久島森林生態系保全センターは、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
71	c1	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	栗生森林事務所	鹿児島県熊毛郡屋久島町栗生字東宮原1140番4	留意	栗生森林事務所は、建物が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
72	c1	国土交通省 農林水産省	留萌開発建設部	一般	—	留萌港湾事務所	北海道留萌市大町1丁目1番地1	留意	留萌港湾事務所は、建物の国有財産台帳の算定価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
73	c1	国土交通省	留萌開発建設部	一般	—	留萌開発事務所	北海道留萌市堀川町2丁目78番地	留意	留萌開発事務所は、建物の国有財産台帳の算定価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
74	c1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	利根川ダム統合管理事務所	群馬県前橋市元総社町字落合593-1	簡易	利根川ダム統合管理事務所は、工作物が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
75	c1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	日光出張所(2)	栃木県日光市花石町1929-1外	留意	日光出張所(2)は、一部の建物等が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
76	c1	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	三納町宿舍	石川県野々市市三納三丁目195番	留意	三納町宿舍は、一部の建物が国有財産台帳に未登録であること等から、国有財産台帳に反映する必要がある。
77	c1	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	旧白峰砂防出張所	石川県白山市白峰ノ24-3	是正	旧白峰砂防出張所は、土地の国有財産台帳と現況との整合性に疑義があるほか、土地の境界が不明確であることから、権利関係及び境界を明らかにする等の必要がある。
78	c1	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	尾口砂防出張所	石川県白山市瀬戸ワ21	是正	尾口砂防出張所は、建物の増築部分等が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する等の必要がある。
79	c1	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	白峰砂防出張所	石川県白山市白峰ツ40番1	検討	白峰砂防出張所は、国の事務事業の用に供されているものの、敷地・建物が公共用財産として管理されていることから、行政財産の種類の区別の適正化を検討する必要がある。
80	c1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	富士川下流出張所	静岡県富士市松岡字船場1805番131	留意	富士川下流出張所は、工作物が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
81	c1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	宮崎海岸出張所	宮崎県宮崎市佐土原町下田島字地蔵免9515番地6	留意	宮崎海岸出張所は、建物の国有財産台帳の価格改定にあたり算定価格に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
82	c2	法務省	千葉地方検察庁	一般	—	佐倉支部	千葉県佐倉市弥勒町字松勝94	留意	庁舎敷地を借り受けている佐倉支部は、借地範囲の一部が確認できなかったことから、借地範囲の確定の後、適切な措置を行う必要がある。
83	c2	財務省	函館税関	一般	—	花咲港湾合同庁舎	北海道根室市花咲港433、434	是正	花咲港湾合同庁舎は、地方公共団体に対し、国有財産法に基づく無償使用許可を行っている敷地の一部について、隣接地と同様に港湾法に基づく管理委託とするよう関係機関と協議し、管理の適正化を図る必要がある。
84	c2	財務省	名古屋税関	一般	—	豊橋港湾合同庁舎	愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11	留意	豊橋港湾合同庁舎は、庁舎敷地内に所在する三河海上保安署仮設庁舎について、新庁舎への移転により目的を喪失していることから、使用承認を解消する必要がある。
85	c2	厚生労働省	九州厚生局	年金	業務	九州厚生局年金部門	福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8	検討	借受庁舎である九州厚生局年金部門については、契約内容が使用実態と異なっていることから、契約内容と使用状況との整合性を図る必要がある。
86	c2	農林水産省	近畿農政局	一般	—	京都農林水産総合庁舎	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102	是正	京都農林水産総合庁舎は、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま、他官署に使用させていること等から、速やかに使用承認手続未済の状況を解消する必要がある。
87	c2	国土交通省	沖縄総合事務局	自動車安全	検査	沖縄総合事務局陸運事務所	沖縄県浦添市字港川512-4	是正	沖縄総合事務局陸運事務所は、一般会計の工作物の一部が自動車安全特別会計所属の敷地に設置されていることから、有償使用承認を行う必要がある。
88	c2	防衛省	九州防衛局	一般	—	芦屋飛行場周辺地区	福岡県遠賀郡遠賀町大字島津字峰ヶ浦629番	是正	芦屋飛行場周辺地区は、土地の境界標の位置が実測図と相違していることから、境界標を復元のうえ、財産の特定等を行う必要がある。
89	d	法務省	旭川地方検察庁	一般	—	旭川地方検察庁留萌支部	北海道留萌市沖見町2丁目161番地	検討	旭川地方検察庁留萌支部は、非常駐庁舎のうえ、非効率な使用となっていることから、近隣に所在し余剰（約490㎡）が生じている留萌港湾合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
90	d	法務省	東京法務局	一般	—	東京法務局調布出張所	東京都調布市国領町8-12-2	是正	東京法務局調布出張所は、同局の集中書庫等として利用されているが、令和4年度に予定されている文書の別地への移管後は利用が見込まれないことから、用途廃止する必要がある。
91	d	法務省	水戸地方法務局	一般	—	石岡出張所	茨城県石岡市東田中字十三1101番1外5筆	是正	水戸地方法務局石岡出張所は、同局の文書等の保管場所として利用されているが、令和3年度に予定されている文書の別地への移管後は利用が見込まれないことから、用途廃止する必要がある。
92	d	財務省	広島国税局	一般	—	広島国税局第二御幸宿舎	広島県広島市南区宇品御幸3丁目135-4	是正	広島国税局第二御幸宿舎は、敷地の一部（約180㎡）が市道敷として利用されており公用財産としての機能を有していないことから、当該敷地について用途廃止する必要がある。
93	d	厚生労働省	福島労働局	労働保険	労災	白河労働基準監督署庁舎	福島県白河市郭内1番124	検討	白河労働基準監督署庁舎は、建物の老朽化に伴う負担増加が見込まれることから、入居官署の廃止等に伴い余剰（約750㎡）が生じる白河小峰城合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
94	d	農林水産省	北海道森林管理局	一般	—	落石森林事務所 (根釧東部森林管理署)	北海道根室市大正町1丁目33番地1	検討	落石森林事務所（根釧東部森林管理署）は、非効率な使用となっていることから、近隣に所在し余剰（約320㎡）が生じている根室地方合同庁舎へ移転入居し、用途廃止する必要がある。



番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
95	d	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	山形森林管理署寒河江川治山事業所庁舎	山形県寒河江市小沼町52-2	是正	山形森林管理署寒河江川治山事業所庁舎は、非効率な使用となっており存置する必要がないことから、用途廃止する必要がある。
96	d	農林水産省	関東農政局	一般	—	利根川水系土地改良調査管理事務所分室	千葉県柏市根戸字高野台471-1	是正	利根川水系土地改良調査管理事務所分室は、非効率な使用となっており存置する必要がないことから、用途廃止する必要がある。
97	d	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	北信森林管理署長野森林事務所建	長野県長野市若穂保科字中道北3009-3	是正	北信森林管理署長野森林事務所建は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
98	d	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	渋川事務所	群馬県渋川市横堀字滝ノ口19番9外1筆	是正	渋川事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
99	d	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	八郷事務所	茨城県石岡市柿岡字根富士3343番1	是正	八郷事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
100	d	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	松井田事務所	群馬県安中市松井田町新堀字権現堂400番	是正	松井田事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
101	d	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	細野事務所	群馬県安中市松井田町新井字大久保374番1	是正	細野事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
102	d	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	広島森林管理署湯来事務所	広島県広島市佐伯区湯来町大字和田字上竹原798-2	是正	広島森林管理署湯来事務所は、森林官非配置の無人事務所であり、存置する必要が認められないことから、用途廃止する必要がある。
103	d	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	大分森林管理署庁舎	大分県大分市王子北町18番18	検討	大分森林管理署庁舎は、土地が非効率な使用となっており、建物も老朽化していることから、近隣に所在する大分地方気象台の敷地の一部に移転し、用途廃止する必要がある。
104	d	農林水産省	九州森林管理局	一般	—	早良森林事務所	福岡県福岡市早良区東入部六丁目1221番2	検討	早良森林事務所は、建物の老朽化及び安全性の懸念が認められることから、近隣に所在する福岡森林管理署へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
105	d	国土交通省	第七管区海上保安本部	一般	—	福岡武道場	福岡県福岡市博多区石城町5-1	検討	福岡武道場は、非効率な使用となっていることから、近隣に所在する福岡港湾合同庁舎へ移転入居等し、用途廃止する必要がある。
106	d	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市下牧町丙50外2筆	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、第二種区域外に所在しており、必ずしも行政財産として保有すべき性格を有するものではないため、保有の必要性を精査した上で、用途廃止を検討する必要がある。
107	d	防衛省	近畿中部防衛局	一般	—	小松飛行場周辺地区	石川県小松市下牧町乙42-3外1筆	検討	小松飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、第二種区域外に所在しており、必ずしも行政財産として保有すべき性格を有するものではないため、保有の必要性を精査した上で、用途廃止を検討する必要がある。
108	d	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	新田原飛行場周辺地区	宮崎県西都市大字岡富字尾崎1342-3	検討	新田原飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、第二種区域外に所在しており、必ずしも行政財産として保有すべき性格を有するものではないため、保有の必要性を精査した上で、用途廃止を検討する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
109	d	防衛省	熊本防衛支局	一般	—	新田原飛行場周辺地区	宮崎県西都市大字岡富字宮ノ前 1425-1外1筆	検討	新田原飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、第二種区域外に所在しており、必ずしも行政財産として保有すべき性格を有するものではないため、保有の必要性を精査した上で、用途廃止を検討する必要がある。
110	d	防衛省	九州防衛局	一般	—	芦屋飛行場周辺地区	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋字 南ヶ浦761外5筆	検討	芦屋飛行場周辺地区は、防衛施設周辺財産として維持管理を行っているが、第二種区域外に所在しており、必ずしも行政財産として保有すべき性格を有するものではないため、保有の必要性を精査した上で、用途廃止を検討する必要がある。

## 2. 研修施設の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	法務省	仙台矯正管区	一般	—	仙台矯正管区庁舎 (矯正研修所仙台支所)	宮城県仙台市若林区古城3-311-1	検討	仙台矯正管区庁舎(矯正研修所仙台支所)は、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
2	a	法務省	名古屋矯正管区	一般	—	名古屋合同庁舎第3号館 (名古屋矯正管区矯正研修所 名古屋支所)	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1	検討	名古屋合同庁舎第3号館(名古屋矯正管区矯正研修所名古屋支所)は、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
3	a	法務省	高松高等検察庁	一般	—	法務総合研究所高松支所並び に矯正研修所高松支所研修寮	香川県高松市高松町字津ノ村 2106-20	検討	法務総合研究所高松支所並びに矯正研修所高松支所研修寮は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
4	a	法務省	高松高等検察庁	一般	—	高松法務合同庁舎 (法務総合研究所高松支所)	香川県高松市丸の内1-1	検討	高松法務合同庁舎(法務総合研究所高松支所)は、研修施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
5	a	外務省	外務省大臣官房会計 課	一般	—	外務省研修所	神奈川県相模原市南区相模大野4- 4009-59	検討	外務省研修所は、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
6	a	財務省	財務省大臣官房会計 課	一般	—	財務省税関研修所	千葉県柏市柏の葉6-4-2外	検討	財務省税関研修所は、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
7	a	財務省	財務省大臣官房会計 課	一般	—	財務省税関研修所別館	千葉県柏市柏の葉6-3-6	検討	財務省税関研修所別館は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
8	a	財務省	税務大学校	一般	—	税務大学校和光校舎	埼玉県和光市南2丁目1535-19	検討	税務大学校和光校舎は、運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
9	a	厚生労働省	国立保健医療科学院	一般	—	国立保健医療科学院	埼玉県和光市南2-1535-22	検討	国立保健医療科学院は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
10	a	農林水産省	農林水産研修所	一般	—	農林水産研修所庁舎	東京都八王子市廿里町36-1	検討	農林水産研修所庁舎は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
11	a	農林水産省	森林技術総合研修所	一般	—	森林技術総合研修所	東京都八王子市廿里町1833-94	検討	森林技術総合研修所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
12	a	農林水産省	関東農政局	一般	—	土地改良技術事務所庁舎	埼玉県川口市南町2-238	検討	土地改良技術事務所庁舎は、研修施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
13	a	農林水産省	横浜植物防疫所	一般	—	植物防疫所研修センター	神奈川県横浜市中区山手町277外	検討	植物防疫所研修センターは、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
14	a	農林水産省	東海農政局	一般	—	名古屋農林総合庁舎2号館 (土地改良技術事務所研修室)	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	検討	名古屋農林総合庁舎2号館(土地改良技術事務所研修室)は、研修施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
15	a	農林水産省	近畿農政局	一般	—	近畿技術事務所	京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地	検討	近畿技術事務所は、研修施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
16	a	国土交通省	国土交通省大臣官房 会計課	一般	—	柏研修センター	千葉県柏市柏の葉3-11-3外	検討	柏研修センターは、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
17	a	国土交通省	航空局	自動車安全	空港整備	航空保安大学校	大阪府泉佐野市りんくう往来南3番11	検討	航空保安大学校は、運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
18	a	国土交通省	中国地方整備局	一般	—	中国技術事務所	広島県広島市安芸区船越南2-1920-1	検討	中国技術事務所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
19	a	環境省	環境省環境調査研修所	一般	—	環境調査研修所	埼玉県所沢市並木3-3	検討	環境調査研修所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
20	a	最高裁判所	最高裁判所事務総局 経理局	一般	—	司法研修所庁舎	埼玉県和光市南2-1535-16	検討	司法研修所庁舎は、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
21	a	最高裁判所	最高裁判所事務総局 経理局	一般	—	裁判所職員総合研修所庁舎	埼玉県和光市南2-1535-28	検討	裁判所職員総合研修所庁舎は、宿泊施設及び運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
22	c1	国土交通省	海上保安学校	一般	—	海上保安学校宮城分校	宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	是正	海上保安学校宮城分校は、一部の建物等が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。また、運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
23	c1	国土交通省	国土交通大学校	一般	—	国土交通大学校	東京都小平市喜平町2丁目1094-4外	是正	国土交通大学校は、土地の国有財産台帳の価格改定にあたり算定価格に誤りがあること等から、国有財産台帳に反映する必要がある。また、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。

### 3. 市街地に所在する道路及び河川等や港湾施設の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	d	国土交通省	北海道開発局	一般	—	一般国道231号 (国道利用者用駐車場及び災害用資材置場)	北海道留萌市寿町1丁目69番1	是正	一般国道231号のうち本財産は、国道利用者用駐車場等として使用されているが、非効率な使用となっていることから、歩道及び歩道橋敷地として存置が必要な部分を除き、用途廃止する必要がある。
2	d	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	尼崎西宮芦屋港	兵庫県尼崎市東海岸町54番1、54番2、56番1、56番2	検討	尼崎西宮芦屋港のうち本財産は、近年、管理委託契約に定める用途（荷さばき地）での利用実績がないことから、用途廃止を検討する必要がある。